

## 変更届の提出書類一覧（指定特定相談支援・障害児相談支援）

（変更後、10日以内に届出てください。）

●必要書類／この他参考になる書類がありましたら添付してください。

●変更届提出先 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1  
豊島区障害福祉課施設・就労支援グループ

変更事由／変更後内容を記載の必要書類	書類一覧	変更届出書 (様式第2号)	記載事項書 (付表)	相談支援専門員の兼務状況 (別紙)	登記事項証明書 (現在事項全部証明) *コピーでも可	条例 (公営事業所のみ)	事業所の平面図 (参考様式1)	備品等一覧表 (参考様式2)	経歴書		資格・免状の写し	相談支援従事者研修 修了証書の写し	実務経験証明書 (参考様式4)	運営規程	主たる対象を特定 (参考様式6)	苦情を解決する概要 (参考様式7)	勤務体制表(参考様式8)	非該当誓約書 (参考様式9・10)	
									管理者 (参考様式3)	相談支援専門員 (参考様式3)									
1 事業所(施設)の名称	●	●	●											●		●			
2 事業所(施設)の所在地 * 電話・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること	●	●	●				●	●											●
3 申請者(設置者)の名称 【法人名変更】	●	●			●									●					
4 主たる事務所の所在地 【法人本部・区市町村役所の移転】 * 電話・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること	●	●			●	●													
5 代表者(設置者)の氏名及び住所	●	●			●														●
6 登記簿の謄本 又は条例等(当該事業に関するものに限る)	●	●	●		●	●													
7 事業所の平面図及び設備の概要	●	●					●	●											
8 事業所の管理者の氏名及び住所	●	●	●						●										●
9 相談支援専門員の氏名及び住所	●	●	●	●							●	●	●	●					●
10 運営規程 【通常事業実施地域変更等】	●	●	●											●					
11 主たる対象者	●	●	●											●	●				

\* 1 苦情を解決するために講ずる措置の受付窓口が管理者で、管理者が変更の場合には必要です。管理者の住所の変更の場合には不要です。

\* 2 苦情を解決するために講ずる措置の受付窓口が相談支援専門員で、相談支援専門員が変更の場合には必要です。相談支援専門員の住所の変更の場合には不要です。